

平成30年度第4回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨

【開催要領】

1. 開催日時：平成31年1月11日（金）10：00～11：00

2. 場 所：エコ計画ビル 3階 西会議室

3. 出席委員：（50音順）

青木 宏之 埼玉運輸支局

伊藤 みどり 特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク

今井 崇子 西区健康福祉部支援課

奥田 正教 社会福祉法人邑元会

佐藤 真奈子 保健福祉局長寿応援部

瀧口 修一 一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会

蓮見 実 浦和区健康福祉部保健センター

平野 浩一 岩槻区健康福祉部高齢介護課

町田 孝良 保健福祉局福祉部

丸山 喜代司 埼玉県個人タクシー協会

雪竹 伯宏 特定非営利活動法人大宮あゆむ会

4. 欠席委員：（50音順）

赤木 悦治 埼玉交通運輸労働組合

天沼 律子 利用者家族

河原塚 政行 子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草

中村 正利 一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会

柳 政男 埼玉県庁企画財政部交通政策課

5. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 協 議

(1) 更新登録の申請に係る協議について

- ・社会福祉法人 さくら草

(2) 旅客から収受する対価の変更申請に係る協議について

- ・一般社団法人 onehand

4 報 告

(1) 平成30年度上半期輸送実績報告書について

(2) 軽微な事項等の変更について

5 閉 会

【配付資料】

○平成30年度第4回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第

○平成30年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿

○平成30年度第4回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表

○資料1 更新登録申請書（社会福祉法人 さくら草）

○資料2 旅客から収受する対価の変更申請書（一般社団法人 onehand）

○資料3 平成30年度上半期輸送実績報告書

○資料4 軽微な事項等の変更について

○参考資料

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 さくら草）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 さくら草 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

丸山委員 アシストさくら草の旅客のうち、川口市在住の方がいますが、送迎先がさいたま市ということですか。

事業者 発着いずれかでもさいたま市であれば、こちらの名簿に記載しています。川口市内のみであれば記載しておりません。

青木委員 南部地区の川口市でも福祉有償運送をやっていますよね。

事業者 はい。

青木委員 そちらの更新登録の協議は調いましたか。

事業者 はい。

奥田委員 サポートさくら草の利用者に同じ氏名の方がいますが、たまたま同姓同名ということですか。

事業者 はい。

伊藤委員 対価について、他の事業者よりも安いように見えますが、この額でもやっていけるのか、それとも大変なのか、主観で構いませんので教えてください。また、生活サポートを利用する方が多いのか、福祉有償運送単独で利用する方が多いのか、教えてください。

事業者 対価は安く設定しており、福祉有償運送だけで事業として成り立つものではないため、移動支援事業など他の事業と組み合わせて実施しております。利用者の社会参加促進のため、と考えています。生活サポートの利用が多く、距離が長いときは生活サポートの方で対応するなどしています。

青木委員 事務所が3箇所、車・運転者・利用者も多いが、それぞれ経験ある方が管理者として運行管理を行っていることと思います。車についても、持込車が多く、これらの車検証や任意保険の切り替えは所有者本人が行い、法人は契約により使わせてもらうという構図である。運行管理においては、これらの管理もきちんとやっていただく必要があるが、定期的な確認等はしていますか。例えば、所有者や期限等が記載された車両のリストがあ

り、車検や任意保険の期限が切れていないか等、管理者が確認する体制はできていますか。

事業者 リストはあります。期限が切れる前に本人に声をかけ、更新したものを提出してもらうことにしています。

青木委員 埼玉県内で、路線バスが、車検の切れたまま運行していたことが発覚し、12月に行政処分がありました。有資格の整備管理者を配置している運送事業者であっても、発生しないはずのミスが起こりうる。福祉有償運送は運送事業者ではないため、そこまで運行管理等に関するルールが厳しくありませんが、これだけの数の車を使用しているため、運送事業者と同等に管理を徹底する必要があります。万が一事故が起きれば運転者が処分されることもあるため、安全面や、任意保険加入による担保など、相当な配慮が必要です。これまでも十分気をつけてきたとは思いますが、車両数も多いため指摘させていただく。

事業者 法人所有車については、台数が増えて自分たちでは管理しきれないため、業者に2年に1回の点検等を委託しています。免許証、車検証、任意保険については、法人において月1回確認し、それぞれ期限が切れる前に本人に伝え、新しい書類を提出してもらっています。

青木委員 月1回の確認・伝達だと、期限によってはぎりぎりになってしまい、更新が間に合わないケースも想定されます。2～3か月先を見通して確認してください。運送事業者でも、ありえないはずのミスが起こることがあります。貴法人は、小規模のNPO法人とは違い、これだけ多くの車を使用しているため、法人本部で各事業所をしっかりと監督する等、確実な管理をお願いしたい。

瀧口委員 複数乗車のケースは多いですか。複数乗車で多いときは何人ほどですか。

事業者 多くて5人ですが、一番多いのは4人です。通常2～4人で複数乗車を実施しています。

瀧口委員 個別輸送は少ないですか。

事業者 アシストさくら草では複数乗車の方が多いです。平日・休日で多少ばらつきはあります。

瀧口委員 人数だけでなく輸送回数自体も多いですか。

事業者 はい。

丸山委員 運転者の健康管理について伺いたい。タクシー事業者は、年1回健康診断を受けることになっていますが、深夜タクシーの場合は年2回受けなければならない、検査項目も多岐にわたります。それでもバスやタクシーで事故は起きる。貴法人ではどのような管理を行っていますか。

事業者 雇用契約を結んでいる職員は、年1回の健康診断を受けてもらっています。委託のヘルパーには、健康診断結果の提出までは求めていませんが、運行を行う監督する前に対面で健康面の確認等を行っています。

丸山委員 福祉有償運送では基準は特にはないのですか。

青木委員 健康診断受診の義務はありませんが、12月にバスによる死亡事故も起きているため、車による移送を行う以上、健康チェックに努めていただきたい。年1回の健康診断結果を確認することで、日々の点呼だけではわかりづらいような、例えば元々持っている疾病や、高血圧など、医師の診断に基づき運転者本人の健康状態を把握できるため、検討してもらえたらと思います。現在の運転者の中で、どれぐらいの年齢までの方がいますか。

事業者 70歳ぐらいです。

青木委員 世間一般から見ても、70歳は高齢と言えます。運送事業者のプロドライバーの場合、65歳以上の高齢者の場合は、運転能力等を確認するため、適性診断が高齢者用の項目に変わります。年齢による衰えは大きく、高齢ドライバーによる事故が多発するなど、警察においては免許返納を促進しているところです。貴法人においても、運転者全員すぐにとというのは無理でも、まずは65歳以上のヘルパーに年1回の健康診断を受けてもらい、その診断内容を法人においてチェックする体制を整え、徐々に広げてもらえればと思います。人数が少なければ毎日のように顔を合わせる中で確認できますが、これだけ人数が多いとそれは難しい。一気に仕組みを変えることは大変だと思いますが、疾病の有無など、健康診断の結果を見ないと分からないこともあるため、今後の検討課題として、意識すると良いと思います。

○社会福祉法人 さくら草 退室

○社会福祉法人 さくら草の申請について、全会一致で合意

●旅客から収受する対価の変更申請に係る協議について（一般社団法人 onehand）

○事務局より、変更申請の概要説明

○一般社団法人 onehand 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

伊藤委員 距離制をやめて生活サポートと複数乗車を設定するということですが、距離制はやめて良いのですか。距離制に生活サポートと複数乗車を加えるという考え方もあると思います。

事業者 生活サポートと複数乗車のみでやろうと考えています。

伊藤委員 福祉有償運送を利用する人は、全員生活サポートを使える人ですか。

事業者 はい。

伊藤委員 利用者4名以外は生活サポートを適用した対価という設定だが、この4名以外の利用は想定していないのですか。最初にあった距離制の対価設定は残さないのですか。

事業者 現状、今登録している4名のみの移送だけ考えています。

青木委員 この先利用が増えることは想定していないのですか。

事業者 想定はしています。

青木委員 利用希望者が生活サポートを使える人であれば良いが、そうでなければ貴法人で対応できないということになります。

事業者 生活サポートを使える人が利用するという前提で想定しています。

青木委員 生活サポートを使える人であれば受け入れ、生活サポートを使えない人は断るということですね。

事業者 はい。

青木委員 生活サポート適用の場合は1時間あたり950円とありますが、複数乗車の場合、距離は関係ないということですか。

事業者 複数乗車は「1回あたり」と考えています。

青木委員 今の片道4km以外で、例えば遠足など遠いところに行くことがあったときも、この額以上の対価を取ることはできないが、それで良いということ

ですね。

事業者 現状、長距離の移送は想定しておらず、グループホームと作業所の往復のみです。

青木委員 その範囲でのサービス提供のみを行い、これに見合う対価を設定しているということですね。

事業者 はい。

青木委員 もっと門戸を広げたり、様々な状況を想定したり、このあとの協議において意見が出るかもしれませんが、貴法人の方針は理解しました。

丸山委員 1人の場合は生活サポートの950円を取るとのことですか。

事業者 30分刻みで徴取します。

丸山委員 利用時間が短ければ安くなるということですか。

事業者 30分ごと、生活サポートの利用者負担額に合わせています。

丸山委員 2人の場合は950円に複数乗車の額を上乗せしていくのですか。

青木委員 生活サポートは個別輸送のみです。上乗せではありません。距離が長いとき、生活サポートを使えない人が利用を希望したとき、それぞれどうするのか気になったため、事業者としてのお考えを確認したところです。

○一般社団法人 onehand 退室

青木委員 今回の利用者のためだけの設定になっているため、事業者として、広く利用希望者を受け入れる考えがあるのか、いくつか確認させていただきました。まだ福祉有償運送事業者として登録して1か月ほどであり、生活サポート事業の実施団体にも登録したばかりということで、今はグループホーム入所者のための対価設定だが、今後、事業者としての方針が定まってく中で、再度の対価変更も検討するのではないかと思います。例えば、距離制を残しておいたり、4km以上の長距離を想定したり、いざというときに備えた柔軟性のある対価を設定しておいた方が良いとは思いますが、事業者において現状そういった考えはないようですので、意見はありません。ただ、対価の変更は協議会で協議する必要がありますが、協議会自体頻繁に開催するわけではないため、事務局から事前の説明等、十分な案内

をお願いします。

○一般社団法人 onehand の申請について、全会一致で合意

●平成30年度上半期輸送実績報告書について

○事務局から、概要を資料3に基づき説明

●軽微な事項等の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料4に基づき説明

丸山委員 輸送回数が0回の3事業者について、事情等を伺いたい。

事務局 「NPO 法人ユーフォリア」は他の区域でも福祉有償運送を実施していますが、さいたま市内での輸送実績はありませんでした。「NPO 法人ライフアシスト Familish」と「一般社団法人コンパス娘息子代行サービス」は、新規登録したばかりだったため、輸送実績はありません。

伊藤委員 今回、各事業者の対価の一覧を添付していただいておりますが、こちらは公表していますか。

事務局 現状公表は検討しておりませんでした。

青木委員 新規事業者や利用希望者の参考にもなるため、公表した方が良いと思います。

伊藤委員 利用希望の相談を受けることがあります。どこを見れば良い、という案内ができず、各市の所管課を教えるだけになっているため、可能であれば、市ホームページでの公表や冊子の配布など、検討していただければと思います。

青木委員 参考資料に事業者一覧がありますが、更新登録の手続きが完了しているかフォローアップしていただきたいため、有効期限の記載も適宜確認の上、更新願います。また、来年は更新登録事業者が多く、協議会開催回数も増えます。もし協議が不調になると、更新が後ろ倒しになることもあるため、県内の他地区の協議会によっては、有効期限の半年前に協議を行うなど工夫しています。来年度のさいたま市の運営協議会では、8月のほか、

11月と1月に2回ずつ開催する予定となっておりますが、再考願います。

伊藤委員

更新登録は書面協議もできます。事業者からすると、有効期限よりかなり前倒しで書類を用意し、更新登録申請までに期限が切れた車検等の書類を差し替えるのはかなりの負担だと思います。書面による協議を行うことも、検討の余地があると思います。

町田会長

事務局において、来年に向けた各種検討をお願いします。

以上